

産業廃棄物の種類と処理



産業廃棄物の種類

	種類	例	
あらゆる事業活動に伴うもの (業種限定なし)	1	燃え殻	石炭がら、焼却灰、その他の焼却残渣等
	2	汚泥	排水処理汚泥、製造工程から排出された泥状のもの、メッキ汚泥、建設汚泥等
	3	廃油	廃潤滑油、廃動植物性油、廃洗浄油等
	4	廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸等
	5	廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属石けん廃液等
	6	廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成ゴムくず、廃タイヤ、合成繊維くず等
	7	ゴムくず	天然ゴムくず
	8	金属くず	鉄くず、非鉄金属くず、鋳物くず、切削くず等
	9	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず (※コンクリートくずは、工作物の新築、改築又は除去によって生じたものを除く)	ガラスくず、コンクリート製品くず、陶磁器くず(陶器くず、磁器くず、レンガくず、廃瓦等)、廃石膏ボード等
	10	鉱さい	高炉・平炉等の残さい、鋳物廃砂等
	11	がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリート破片、アスファルト破片、レンガ破片、瓦破片等
	12	ばいじん	大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設、汚泥等の焼却施設において発生するばいじんであって、集塵施設によって集められたもの
特定の事業活動に伴うもの (業種限定あり)	13	紙くず	パルプ、紙または紙加工品の製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷加工業、建設業(工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものに限る)に係る紙くず等
	14	木くず	貨物の流通のために使用したパレット、建設業(工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものに限る)に係る木くず、木材または木製品の製造業、パルプ製造業、輸入木材の卸売業、物品賃貸業に係る木くず等
	15	繊維くず	建設業(工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものに限る)に係る天然繊維くず、繊維工業(衣服その他の繊維製品製造業を除く)に係る木綿くず、羊毛くず等
	16	動植物性残渣	食料品(飲料品を含む)製造業、医薬品製造業、香料製造業に係る醸造かす、発酵かす、野菜くず、魚・獣の骨、皮、内臓等
	17	動物系固形不要物	屠畜場において屠殺し、または解体した獣畜及び食鳥処理場において食鳥処理をした食鳥に係る固形状の不要物
	18	動物のふん尿	畜産農業に係る牛、豚、鶏等のふん尿
	19	動物の死体	畜産農業に係る牛、豚、鶏等の死体
20	政令第13号廃棄物	上記を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの(例:コンクリート固型化物)	

※複数の素材でできたものも材質により、上記を複数含むものとして、産業廃棄物になります。

● 特別管理産業廃棄物

産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の健康または生活環境に係る被害を生じるおそれがある性状を有するものを言います。

廃油	燃焼しやすい廃油（廃揮発油類、廃灯油類、廃軽油類等）
廃酸	著しい腐食性を有するもの（pH2.0以下の廃酸）
廃アルカリ	著しい腐食性を有するもの（pH12.5以上の廃アルカリ）
感染性産業廃棄物	感染性病原体を含むまたはそのおそれのある産業廃棄物（医療機関等から排出される血液、使用済みの注射針等）
廃PCB等、PCB汚染物	廃PCBを含む廃油、PCBが塗布された紙くず、木くず、繊維くず、PCBが封入されたまたは付着した金属くず等
PCB処理物	廃PCB等またはPCB汚染物を処分するために処理したもので、環境省令で定める基準に適合しないもの
廃石綿等	建築物から除去した飛散性の吹き付け石綿、石綿含有保温材及びその除去工事から排出されるプラスチックシート等、大気汚染防止法の特定粉じん発生施設を有する事業場の集じん装置で集められた飛散性の石綿等
廃水銀等	特定施設において生じた廃水銀等 水銀等が含まれている物または水銀使用製品廃棄物から回収した廃水銀
その他の有害産業廃棄物等	下水道法に基く指定下水汚泥、鉍さい、ばいじん、燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ及びこれらを処分するために処理したものであって環境省令で定める基準に適合しないもの、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等の廃油及びこれを処分するために処理したものであって環境省令で定める基準に適合しないもの等

● 産業廃棄物の処理方法

産業廃棄物処理業者（県知事の許可）に委託し、適正に処理してください。

産業廃棄物の収集運搬には、品目ごとの許可が必要となります。収集運搬を委託する場合は、排出する廃棄物の許可を有していることを確認しましょう。

産業廃棄物に関する事務の所管は新潟県になります。

適正処理、処理業者等についての詳細は、下記の新潟県ホームページ、または上越地域振興局環境センターにご確認ください。



<http://www.pref.niigata.lg.jp/haikibutsu/1356778403222.html>

上越地域振興局 環境センター ☎ 025-524-4237



事業者は、自ら排出した廃棄物を適正に処理する責務があります。廃棄物の処理を委託する場合は、委託した廃棄物が適正に処理をされているか、把握しなければなりません。万一、委託した産業廃棄物処理業者が不法投棄をした場合、委託者も不法投棄者と同様の罪に問われる場合があります。

産業廃棄物の処理に当たっては、マニフェストを必ず交付して、自ら排出した廃棄物が適正に処理をされていることを確認しましょう。